

公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台 (2)

目次

第1	新公益信託法の目的.....	3
第2	公益信託の定義等.....	4
1	公益信託の定義.....	4
2	公益信託事務の定義.....	4
3	現行公益信託法第2条第1項の削除.....	4
第3	公益信託の効力の発生.....	5
1	公益信託の成立の認可.....	5
2	不認可処分を受けた信託の効力.....	5
第4	公益信託の受託者.....	8
1	公益信託の受託者の資格.....	8
2	公益信託の受託者の権限, 義務及び責任.....	9
第5	公益信託の信託管理人.....	10
1	公益信託における信託管理人の必置.....	10
2	公益信託の信託管理人の資格.....	10
3	公益信託の信託管理人の権限, 義務及び責任.....	11
第6	公益信託の委託者.....	13
1	公益信託の委託者の権限.....	13
2	公益信託の委託者の相続人.....	13
第7	行政庁.....	14
1	公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁.....	14
2	行政庁の区分.....	14
第8	公益信託の成立の認可の申請.....	14
1	公益信託の成立の認可の申請主体.....	14
2	公益信託の成立の認可の申請手続.....	14
第9	公益信託の成立の認可基準.....	15
1	公益信託の目的に関する基準.....	15
2	公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準.....	15
3	公益信託の信託財産に関する基準.....	15

4	公益信託の信託行為の定めに関する基準.....	16
第10	公益信託の名称.....	19
第11	公益信託の情報公開.....	19
1	公益信託の情報公開の対象及び方法.....	19
2	公益信託の公示.....	19
第12	公益信託の監督.....	20
1	行政庁の権限.....	20
2	裁判所の権限.....	20
第13	公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任.....	21
1	公益信託の受託者の辞任.....	21
2	公益信託の受託者の解任.....	21
3	公益信託の新受託者の選任.....	21
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	22
第15	公益信託の変更，併合及び分割.....	23
1	公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更.....	23
2	公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更.....	23
3	公益信託の併合・分割.....	24
第16	公益信託の終了.....	26
1	公益信託の存続期間.....	26
2	委託者，受託者及び信託管理人の合意による終了.....	26
3	公益信託の終了命令.....	26
4	公益信託の成立の認可の取消しによる終了.....	26
第17	公益信託の終了時の残余財産の処理.....	29
1	残余財産の帰属権利者の指定.....	29
2	最終的な残余財産の帰属.....	29
第18	公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等.....	30
1	公益先行信託.....	30
2	公益信託から受益者の定めのある信託への変更.....	30
3	残余公益信託.....	30
4	受益者の定めのある信託から公益信託への変更.....	30
第19	その他.....	31
1	信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託.....	31
2	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い.....	31
3	罰則.....	31
4	その他.....	31

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託の成立の認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

○部会資料43の第1「新公益信託法の目的」

新公益信託法は、公益信託の成立の認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、[公益の増進への寄与を目的とする他の法律と相まって、]民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

(補足説明)

第44回会議では、部会資料43の第1の提案に賛成する意見が多かった。その上で、角括弧を付した「公益の増進への寄与を目的とする他の法律と相まって」の部分については、これを積極的に必要とする意見もあったが、同じく公益の増進を目的とする公益法人認定法及びNPO法にはそのような表現がないことを踏まえ不要とする意見の方が多かったことに加え、敢えて上記部分についてパブリックコメントで当否を問うまでの必要性は高くないと考えられることから、本部会資料第1の本文の提案では上記部分を削除している。

第2 公益信託の定義等

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託として、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたものとする。

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する具体的な種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとする。

3 現行公益信託法第2条第1項の削除

現行公益信託法第2条第1項を削除するものとする。

○部会資料43の第2「公益信託の定義等」

- 1 公益信託は、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものとして、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたものとする。
- 2 略（本部会資料と同一の提案であることから。以下同じ。）
- 3 略

（補足説明）

1 公益信託の定義（第2の1）について

第44回会議では、部会資料43の第2の1の提案に賛成する意見が多かったが、公益信託の定義としては「公益を目的とする」ことを「受益者の定めのない信託」よりも先に置くべきである旨の意見があった。

たしかに、公益信託について信託法上の規律と別の規律を定めることの意義は、それが行政庁による審査を経て「公益を目的とする」ことなどの要件を満たすことが公に認められるものであることを前提として、当該信託に20年の期間制限などの信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託の規定が適用されず、名称が保護されるなどの公的な保護を受けられる地位を設定することにあると考えられる。また、旧信託法第67条は公益信託を「公益ヲ目的トスル信託」として定義していた。これらを踏まえ、本部会資料第2の1の本文の提案においては、公益信託の定義を「公益を目的とする」を「受益者の定めのない」よりも先に置くものに変更している。

2 公益信託事務の定義（第2の2）について

第44回会議では、本文と同一の部会資料43の第2の2の提案に対して異論がなかったことから、変更点はない。なお、第44回会議では、第2の2の「公益信託事務」と信託法上の「信託事務」との区別を明確にすべきである旨の指摘があったが、「公益信託事務」は、公益法人認定法第2条第4号の「公益目的事業」と同様の概念であり、受託者が行う個別の信託事務（信託法第29条、30条等）を束ねたものを想定している。

第3 公益信託の効力の発生

1 公益信託の成立の認可

公益信託は、当事者が信託行為をし、かつ、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることによってその効力を生ずるものとする。

2 不認可処分を受けた信託の効力

行政庁から不認可処分を受けた場合であっても、当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は、不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし（注1）、当該信託については、信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託に関する信託法第11章の規定を適用するものとする（注2）。

（注1）上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

（注2）行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について、信託法第11章の規定を適用するが、一定の事項につき信託法第11章の特則を設けるべきであるという考え方がある。

○部会資料43の第3「公益信託の効力の発生」

1 略

2 行政庁から不認可処分を受けた場合であっても、当該信託を〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は、不認可処分を受けた時から〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし（注）、当該信託については、
【甲案】信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託に関する信託法第11章の規定を適用するものとする。

【乙案】信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託に関する信託法第11章の規定を適用せず、別の規定を適用するものとする。

(注) 上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

- 3 当事者が上記1の認可の申請を予定していない〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託については、行政庁から不認可処分を受けた〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託と同様の規律を適用するものとする。

(補足説明)

1 公益信託の成立の認可（第3の1）について

第44回会議では、当事者の信託行為と行政庁による公益信託の認可の前後関係にかかわらず、両者が揃った時点においてその効力を発生する旨の部会資料43の第3の1の提案について異論はなかったことから、本部会資料第3の1の本文の提案でも部会資料43の第3の1の提案を維持している。本部会資料第3の1の本文の提案は、公益信託の効力の発生について信託法第4条の特則を設けるものである。

なお、第45回会議では、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託の効力の発生時期は当事者が自由に定められるものであり、同項に規定する受益者の定めのない信託から公益信託に変更して行政庁の認可を受けようとする信託の効力の発生時期が認可又は不認可の時点であると画一的に理解されることがないように注意すべきであるとの指摘があった。当該指摘のとおり、公益信託の成立の認可を受ける前に当事者が同項に規定する受益者の定めのない信託として効力を発生させる意思を有するのであれば、その信託行為によって効力を生ずるものであり、その後公益信託の成立の認可を受けることも可能であるという整理をしている。

2 不認可処分を受けた信託の効力（第3の2）について

第44回会議では、部会資料43の第3の2後段の甲案を支持する意見が多かったことから、本部会資料第3の2の本文の提案は、上記甲案に一本化し、部会資料43の第3の2後段の乙案は（注2）に示すこととしている。そして、この修正に伴い、受益者の定めのない信託の目的が公益であるか私益又は共益であるかは截然と区別できない面があることに鑑み、本部会資料第3の2の本文の提案では部会資料43の第3の2前段の角括弧の部分を削除している。

また、第44回会議では、部会資料43の第3の2後段の乙案について信託法第11章の規定を全面的に適用しないというのではなく、第11章の特則を設けるという提案にした方が良く、乙案の別の規定がどのようなものであるのかを補足説明

等で例示すべきであるとの指摘があった。

そこで、本部会資料第3の2（注2）では、不認可処分を受けた受益者の定めのない信託についても信託法第11章の規定を適用するが、一定の事項につき信託法第11章の特則を設けるべきであるとの考え方を示している。上記の特則の例としては、受託者の資格に関する信託法附則第3項の受託者要件を適用しないこと、同法第258条1項に規定する受益者の定めのない信託の存続期間に関する同法第259条の規定を適用しないこと、委託者の権限に関する同法第260条の規定を適用しないことなどが考えられる。

もっとも、行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について上記受託者要件の不適用等の追加的な効果を発生させるということは、当該信託の受託者による公益信託の成立の認可の申請により、当該信託が認可要件を満たしていても、本来は信託法第258条1項に規定する受益者の定めのない信託に付与されていない効果を発生させることを意味するものであり、そのような取扱いは合理性に疑いがあると考えられる。したがって、不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について一定の事項につき信託法第11章の特則を設けることについては慎重な検討を要するものと考えられる。

3 認可の申請を予定していない受益者の定めのない信託について

第44回会議では、部会資料43の第3の3の提案について不要であるとの指摘があった。たしかに、当事者が将来的に公益信託の成立の認可申請を行う予定を有しているか否かの区別をすることは困難であることからすると、部会資料43の第3の2の規定と部会資料43の第3の3の規定を併存させることは相当でないと考えられる。また、本部会資料第2の3の本文の提案のとおり現行公益信託法第2条第1項を削除して、公益を目的とする受益者の定めのない信託が行政庁の成立の認可を得ない場合でも一律に無効にしないものとするについては従前の部会から異論がなく、当該信託が受益者の定めのない信託として有効になることを敢えて明文化するまでの必要はないと考えられる。そこで、本部会資料第3の本文の提案からは、部会資料43の第3の3の提案を削除している。

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

公益信託の受託者は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること（注1）

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること（注2）

（注1）受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とするべきであるとの考え方がある。

（注2）受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

(2) 受託者が自然人である場合（(1)で乙案を採用する場合）

ア 信託法第7条に掲げる者に該当しないこと

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

ウ 信託法その他の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

オ 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しない者に該当しないこと

(3) 受託者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(2)アないしオのいずれかに該当する者がいないこと

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

(1) 公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の受託者の権限、義務及び責任と同様であるものとする。

(2) 受託者の善管注意義務は、軽減することはできないものとする。

○部会資料43の第4「公益信託の受託者」

1 略

2 受託者の権限、義務及び責任

公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の受託者の権限、義務及び責任と同一であるとした上で、受託者の善管注意義務については、軽減することはできないものとする。

(補足説明)

1 公益信託の受託者の資格（第4の1）について

(1) 第44回会議では、本文と同一の部会資料43の第4の1の提案に対して概ね異論がなかったことから、変更点はない。なお、第44回会議では受託者の資格について公益信託の成立の時点と成立後に受託者が資格を喪失した場面で区別して考慮すべきであるとの指摘があったが、受託者が、公益信託の成立の認可の時点又は新受託者として選任された時点において第4の1に掲げた資格を満たさなかったことが後で判明した場合には、当該信託は無効である一方、公益信託の成立の認可の時点又は新受託者として選任された時点よりも後の時点において受託者が第4の1に掲げた資格を満たさなくなった場合には、受託者の任務終了事由になるものと解される（村松ほか概説19頁参照）。

(2) 第44回会議では、本文と同一の部会資料43の第4の1(3)の提案において「業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」という用語が使われているところ、「業務を執行する」という言葉がどの範囲に係るものであるかを明確にすべきである旨の指摘があった。

本部会資料第4の1(3)の本文の提案は、受託者となる法人が、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者と認められる者のうちに本部会資料第4の1(2)の欠格事由に該当する者がいないことを要求するものであり、業務を執行する社員を当該法人に対し支配力を有する者に含める一方で、理事及び取締役等の役員については業務執行の有無を問わず当該法人に対し支配力を有する者に含めているものである。したがって、「業務を執行する」はその直後の「社員」のみを修飾する。

なお、「その職務を行うべき社員」の「その職務」とは、会計参与が行う職務を指すものである。

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任（第4の2）について

本部会資料第4の2の本文の提案について、部会資料43の第4の2の提案から大きな内容の変更はない。もっとも、公益信託は受益者の定めがない点で受益者の定めのある信託とは異なるものであり、公益信託の受託者の権限、義務及び責任を、受益者の定めのある信託の受託者の権限、義務及び責任と全く同一とすることは予定していないことから、そのことを表現するために本部会資料第4の2(1)の本文の提案では、部会資料43の第4の2の提案の「同一」という文言を「同様」という文言に改めている。また、受益者の定めのある信託の受託者の善管注意義務の軽減が信託法第29条第2項で可能とされているのと異なり、公益信託の受託者の善管注意義務を信託行為で軽減することができないようにするか否かの論点は、上記受託者の権限も含めた論点とは異なる論点であるため、本部会資料第4の2の本文(1)(2)の提案は部会資料43の第4の2の提案を2文に分割した表現に改めている。

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

(注) 美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては、会社法がその規模等に応じて監査役、会計参与、会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして、公益信託事務の規模等に応じて、公益信託の信託行為に、事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方がある。

2 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

- (1)ア 受託者又はその親族、使用人等の受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと
 - イ 委託者又はその親族、使用人等の委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと
- (2) 信託法第124条に掲げる者に該当しないこと

- (3) 信託管理人が自然人である場合
前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと
- (4) 信託管理人が法人である場合
業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(3)のいずれかに該当する者がいないこと
- (注) 上記(1)から(4)までに加え、当該公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有する者であることを必要とする考え方がある。

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。
- (2) 信託管理人の権限は、原則として信託行為の定めにより制限することはできないものとし、信託管理人の義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

○部会資料43の第5「公益信託の信託管理人」

- 1 略
- 2 公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。
- (1) 委託者又は受託者若しくはこれらの者の親族、使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと
- (注) 上記に加え、公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有する者であることを必要とする考え方がある。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- 3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同一とした上で、信託管理人の権限は、信託行為の定めによって原則として制限することはできないものとする。

(補足説明)

- 1 公益信託の信託管理人の資格(第5の2)について
- 部会資料43の第5の2(1)の提案では「委託者又は受託者若しくはこれらの者の親族、使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと」と記載していたが、その該当者が、委託者、受託者、委託者と特別の関係を有する者及び受託者と特別の関係を有する者の4者であることが分かりにくいことから、本

部会資料第5の2(1)の本文の提案では、受託者とその関係者（ア）、委託者とその関係者（イ）に整理して記載することとした。なお、受託者とその関係者及び委託者が信託管理人になることを認めないものとするは当然であるが、委託者の関係者が信託管理人になることの可否については引き続き検討を要する。

また、部会資料43の第5の2の提案では（注）の考え方を第5の2(1)の直後に記載していたが、（注）の考え方は第5の2(1)から(4)の資格に加えて「学識、経験及び信用」を信託管理人の資格として要求するものであるため、本部会資料第5の2の(4)の直後に記載する変更を行った。なお、（注）の「当該公益信託の目的に照らして、ふさわしい学識、経験及び信用」は、許可審査基準6(2)イ①の表現を用いたものであり、当該公益信託の目的の達成のために受託者を監督する者として必要な学識、経験及び能力を信託管理人の資格として要求することを意味している。

2 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任（第5の3）について

第44回会議では、部会資料43の第5の3の提案について特段の異論はなかったことから、本部会資料第5の3の本文の提案に大きな内容の変更はない。ただし、公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任を、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と全く同一とすることは予定していないことから、そのことを表現するために本部会資料第5の3(1)の本文の提案では、部会資料43の第5の3の提案の「同一」という文言を「同様」という文言に改めている。また、上記の論点と信託管理人の権限の信託行為による制限の可否は異なる論点であることから、本文第5の3(1)(2)の提案は、部会資料43の第5の3の提案を2文に分割した表現に改めている。本部会資料第5の3(2)本文の前段のとおり信託行為による信託管理人の権限の制限については原則として認めるべきでないものの、部会資料43の別表1のとおり、公益信託の認定・監督を行う行政庁が関与することが想定される公益信託の受託者の辞任、解任等の同意権や信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権等については、信託関係人による私的自治を尊重し、信託行為による信託管理人の権限の制限を認めることも考えられる。さらに、信託法第126条第1項の信託管理人の善管注意義務等の義務及び責任を信託行為により制限することができないことを本部会資料第5の3(2)本文の後段で明示している。

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の行使できる権限は、受益者の定めのある信託の委託者の権限と同様とした上で、委託者の権限は信託行為により制限できるものとする。

2 公益信託の委託者の相続人

公益信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする（注）。

（注）信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする考え方もある。

○部会資料43の第6「公益信託の委託者」

1 公益信託の委託者の行使できる権限は、受益者の定めのある信託の委託者の権限と同一とした上で、委託者の権限は信託行為により増減できるものとする。

2 略

（補足説明）

第44回会議では、部会資料43の第6の1の提案に対し、公益信託の場合には内部ガバナンスの担い手として委託者が存在しなくても成り立つような仕組みが必要であるとして委託者には原則として利害関係人の権限を持たせることとし、信託行為の定めによって受益者の定めのある信託の委託者と同一の権限を持たせることができるようにすべきであるという意見があった。

たしかに、公益信託の委託者に過大な権限を持たせ、公益信託事務の実施に支障が生ずることは、公益信託の運営上の観点からも、新たな公益信託が税制優遇を受けることを視野に入れる観点からも望ましいものではないため、信託行為により公益信託の委託者に受益者の定めのある信託の委託者の権限よりも増加した権限を与える必要はないものと考えられる。そのため、公益信託の委託者の権限、義務及び責任を、受益者の定めのある信託の委託者の権限、義務及び責任と全く同一とすることは予定していない。他方、信託法上の利害関係人は信託財産に対する債権者等であり、委託者と利害関係人は立場を異にするものであるし、本部会資料第6の1の本文の提案は、任意規定として提案するものであって、仮に公益信託の運営上の観点から委託者の権限を制限する必要があるのであればそのような定めを信託行為に置けば足りることに照らすと、公益信託の委託者の権限を原則として受益者の定めのある信託の利害関係人の権限とすることは相当でないと考えられる。

以上の検討を踏まえ、本部会資料第6の1の本文の提案では、部会資料43の第6の1の提案のうち公益信託の委託者の行使できる権限は、受益者の定めのある信託の

委託者の権限と「同様」と修正した上で、信託行為による「増減」を「制限」に変更している。

第7 行政庁

1 公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁

現行公益信託法第2条第1項及び第3条の規律を廃止し、公益信託の成立の認可・監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

現行公益信託法第10条及び第11条の規律を改め、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内である公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は国の行政庁とするものとする。

第8 公益信託の成立の認可の申請

1 公益信託の成立の認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁に対し、公益信託の成立の認可の申請をすることができるものとする。

2 公益信託の成立の認可の申請手続

公益信託の成立の認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

○ 部会資料43の第8「公益信託の成立の認可」

1 公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託の成立の認可を受けることができるものとする。

2 略

(補足説明)

第44回会議では、部会資料43の第8の提案に対し特段の異論はなかったが、当該提案の趣旨は、公益信託の認可の申請を行う主体及び申請の手続の骨格を新公益信託法の中に定めておくというものであることから、それをより明らかにするために、本文第8の表題を「公益信託の成立の認可の申請」に改めた上、本文第8の1の提案

について、部会資料第43の第8の1の提案のうち「認可を受けることができる」という部分を「認可の申請をすることができる」という表現に変更している。

第9 公益信託の成立の認可基準

(前注)本項1から4までの成立の認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格(前記第4の1)
- ・公益信託の信託管理人の資格(前記第5の2)
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属権利者を信託行為で定めていること(後記第17の1)

行政庁は、公益信託の成立の認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託の成立の認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること

2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

公益信託の受託者は、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務を行わなければならない、その目的の達成のために必要性を欠く信託事務を行ってはならないものとする。

3 公益信託の信託財産に関する基準

(1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。

(2) 公益信託事務を遂行することが可能な信託財産を保有していること

公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること

(3) 信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないこと(注)

信託財産に、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とし、例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがな

い場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する。

(注) 公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれるか否かを公益信託の成立の認可基準としないという考え方がある。

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

(1) 信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとする。

ア 委託者、受託者又は信託管理人若しくはこれらの関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと

イ 特定の個人又は団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと

ウ 受託者及び信託管理人の報酬について、不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が定められていること

エ 公益信託の会計について

(ア) 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

(イ) 遊休財産額が一定の制限を超えないと見込まれるものであること

(ウ) 公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること (注)

(注) エ(ウ)の基準は不要であるとする考え方がある。

(2) 公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

○部会資料43の第9「公益信託の成立の認可基準」

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を行うことを目的とするものであること

公益信託は、収益事業を目的としてはならないものとする (注)。

(注) 公益信託が収益事業を目的とするものであることを許容する考え方がある。

2 信託財産に関する基準

(1) 略

(2) 公益信託事務を遂行することが可能な信託財産を保有していること

公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること (信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること)

(3) 略

3 信託行為の定めに関する基準

信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとするが、公益信託事務が金銭の助成等に限定されているものについては下記(5)は適用しないものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 公益信託の信託財産の投資運用について

【甲案】信託行為に別段の定めがない場合、預金又は貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券の取得、合同運用信託の信託に限られるものとする。

【乙案】新公益信託法には特段の規律を設けないものとする。

(4) 略

(5) 略

(補足説明)

1 公益信託の目的に関する基準（第9の1）及び公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準（第9の2）について

第44回会議では、部会資料43の第9の1の提案に対し、特段の異論は示されなかった。もっとも、部会資料43の第9の1の「公益信託は、収益事業を目的としてはならないものとする」という提案では、公益目的の信託事務が収益を伴うものであることが許容されるのか否かが分かりにくい旨の指摘があった。

そこで再度検討するに、部会資料38の第3に記載したとおり、公益信託の受託者が行う信託事務の中には、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務、②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務、③当該公益信託の目的達成のために必要性を欠く信託事務が想定されるところ、公益信託の受託者が行うことができる信託事務は、上記①及び②の信託事務に限定し、上記③の信託事務は許容しないようにするべきであり、そのことをパブリックコメントに付する提案としては明らかにすることが必要であると考えられる。このような整理を、部会資料43の第9の1の提案により表現することを企図していたが、上記の指摘を踏まえると、さらに分かりやすく信託法第26条の表現を踏まえた認可基準として提案すべきであると考えられる。そこで、本部会資料第9の1の本文の提案において、部会資料43の第9の1の「公益信託事務を行うことを目的とするものであること。公益信託は、収益事業を目的としてはならないものとする。」との部分を「公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること」に修正した上で、本部会資料第9の2の本文の提案を追加し、公益信託の受託者が行う信託事務に関する基

準として、公益信託の受託者が行うことが許容される信託事務は当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務でなければならないことを明らかにするため、「公益信託の受託者は、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務を行わなければならない、その目的の達成のために必要性を欠く信託事務を行ってはならないものとする。」という基準を明示している。

なお、本部会資料第9の1及び2の本文の提案は、公益信託の受託者が収益を伴う信託事務を行ったとしても、それが当該公益信託の目的の達成のために必要な範囲であれば許容されることを前提としているものである。上記収益を伴う信託事務が上記②の信託事務として許容されるか、上記③の信託事務として許容されないかは、行政庁が、公益信託の成立の認可の時点で、当該信託の信託行為や事業計画書等に基づいて判断し、成立の認可後も、当該公益信託の目的の達成のために必要な範囲を超えた収益を伴う信託事務を受託者が行うことがないように行政庁が監督することを想定している。

2 公益信託の信託財産に関する基準（第9の3）の提案について

部会資料43の第9の2(2)の提案は「公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること）」というものであったが、上記括弧内の信託財産の取崩しを内容とする場合の公益信託事務の遂行見込みは、上記括弧の前の一般的な公益信託事務の遂行見込みに包含されるものであることから、本部会資料第9の3(2)の本文の提案では、上記括弧内の部分を削除している。

3 公益信託の信託行為の定めに関する基準（第9の4）について

第44回会議では、部会資料43の第9の3(3)の乙案を採用する場合には認可基準としないことは当然であるが、部会資料43第9の3(3)の甲案を採用する場合でも、上記甲案の信託行為に別段の定めがある場合の別段の定めが適当なものであるかを行政庁が判断することにはならない方がよい旨の指摘があった。

たしかに、部会資料43の第9の3(3)の乙案を採用する場合には公益信託の信託財産の投資運用に関して認可基準が設けられることはない。また、部会資料43の第9の3(3)の甲案は信託財産の投資運用に関する認可基準を設けようとするものであるが、公益信託の信託財産の投資運用については受託者がその信託の目的に応じた客観的な善管注意義務を負うものであり、本部会資料第4の2の本文の提案のとおり公益信託の受託者の善管注意義務を信託行為の定めにより軽減することはでき

ないものとするならば、公益信託の受託者による適切な投資運用が確保されることが考えられる。一方、信託行為に現在の税法の基準に掲げられているような預貯金や国債等での投資運用を行う旨の定めが置かれた場合に、当該信託行為の定めに沿った投資運用を受託者が行うことが善管注意義務に違反しないことは明らかであると言える。また、信託財産の投資運用についての信託行為による別段の定めの内容が適当なものであるかについて、金融取引の知見を有しない行政庁が判断することは困難であるとも考えられる。そうすると、信託財産の運用対象について預貯金、国債等を個別的・具体的に示しつつ当事者が任意で別段の定めをすることを許容する部会資料43の第9の3(3)の甲案のような認可基準を設けるまでの必要はないと考えられる。そこで、本部会資料では、部会資料43の第9の3(3)の甲案及び乙案を削除している。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 2 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 4 3に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第11 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

現行公益信託法第4条第2項を廃止又は改正し、新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益財団法人と同等の仕組みとするものとする。

2 公益信託の公示

行政庁は、公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

第12 公益信託の監督

1 行政庁の権限

現行公益信託法第4条第1項の規律を改め、行政庁は、次の権限を行使するものとする。

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又は、その職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 行政庁は、公益信託が成立の認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- (3) 行政庁は、上記(2)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 行政庁は、上記(3)の命令を受けた受託者が、正当な理由がなく、その命令に従わなかったときは、当該公益信託の成立の認可を取り消さなければならない。

2 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとする。ことに加え、現行公益信託法第8条が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

現行公益信託法第7条の規律を改め，受託者は，委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるほか，[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人の合意による解任について

委託者及び信託管理人は，[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は，その合意により受託者を解任することができるものとする。

(2) 委託者及び信託管理人の合意がない場合において，受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは，裁判所は，委託者又は信託管理人の申立てにより，受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

3 公益信託の新受託者の選任

(1) 委託者及び信託管理人は，信託行為に新受託者に関する定めがある場合は，当該定めに従い，信託行為に新受託者に関する定めがない場合は，信託法第62条第1項の方法により新受託者を選任することができるものとした上で，新受託者になろうとする者は，行政庁による新選任の認可を受けるものとする。

(2) 信託法第62条第1項の場合において，同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，新受託者を選任することができるものとした上で，新受託者になろうとする者は，行政庁による新選任の認可を受けるものとする（注）。

（注）行政庁による認可を必要とせず，裁判所が新受託者を選任する前に，行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

（補足説明）

第45回会議では，本文と同一の部会資料43の第13の1及び2の提案に対して，新受託者の選任だけでなく受託者の辞任・解任の場面においても裁判所に加えて行政

庁の関与を必要とし、公益信託の受託者の辞任、解任、新受託者の選任については、委託者に受託者の辞任の同意権や受託者の解任及び新選任の合意権を原則として与えない任意規定とするべきであるとの代案が示されたが、これに反対する意見も出された。

たしかに、公益信託における私益の排除という観点からは当事者の都合で安易に信託を終了することを認めるべきではなく、受託者の辞任・解任後1年が経過した後に信託が終了することからすると、委託者及び信託管理人の合意等による受託者の辞任・解任を認めることは、事実上これらの者の合意による公益信託の終了を認めることになるおそれがある。しかし、そのような事態は、例えば、利害関係人の申立に基づき裁判所が新受託者の選任をすることにより防止することが可能であると考えられる。他方、やむを得ない事由等の判断を裁判所と行政庁が重複して行うことは合理性を欠く。また、受託者は信託事務を遂行する重要な役割を担っていることからすると、受託者の辞任等は、委託者及び信託管理人の合意によって判断されることが望ましく、信託管理人単独での受託者の解任権を認めることにも慎重にならざるを得ない。そのため、上記代案を本文第13の提案に採り入れることはしていないが、広く国民の意見を公平に聴く観点から、パブリックコメントに付すに際して、上記代案の理由及び問題点が明らかになるように努めたい。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任

公益信託の信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任の規律は、公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任と同様の規律とするものとする。

(補足説明)

第45回会議では、本文と同一の部会資料43の第14の提案に対し特段の異論はなかったことから、変更点はない。

その上で、第45回会議では、パブリックコメントに付すに際しては、公益信託の受託者と信託管理人の位置付けの違いや公益信託の信託管理人の解任の申立権を受託者に与える考え方があることも明らかにすべきである旨の指摘が出されており、広く国民の意見を公平に聴く観点から、パブリックコメントに付すに際しては、その旨が明らかになるように努めたい。

第15 公益信託の変更，併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更，併合及び分割の認可の申請は，いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

(1) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し，

ア 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は，委託者，受託者及び信託管理人の合意等がある場合には，行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

イ 裁判所は，信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により，公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは，委託者，受託者又は信託管理人の申立てにより，信託の変更を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 受託者は，上記イの変更命令の後，行政庁による変更の認可を受けるものとする（注）。

(注) 行政庁による変更の認可を必要とせず，裁判所が信託の変更を命ずる前に，変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて，行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

(2) 上記(1)アの例外として，信託行為の定め of 軽微な変更をするときは，受託者は，その旨を行政庁に届け出るとともに，当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には，遅滞なく，委託者及び信託管理人に対し，変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

2 公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更

(1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し，公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更（公益信託の目的の変更及び公益信託事務の範囲の変更を含む。）は，委託者，受託者及び信託管理人の合意がある場合には，行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(2) 現行公益信託法第9条を改正し，公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは，

ア 委託者，受託者及び信託管理人の合意がある場合には，公益信託の目的を他の公益目的に変更し，行政庁による変更の認可を受けること

によって公益信託を継続できるものとする。

- イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

3 公益信託の併合・分割

現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする（注）。

（注）裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の併合・分割を命ずることができる旨の規律を設けるものとする考え方がある。

○部会資料43の第15「公益信託の変更、併合及び分割」

1 略

2 公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更

(1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的の達成又は不達成の場合において、残余財産が存在するが帰属権利者が定まらないときは、受託者及び信託管理人（委託者が現に存する場合にあっては、委託者、受託者及び信託管理人）の合意がある場合には、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

3 略

（補足説明）

- 1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更（第15の1）について
第45回会議では、本文と同一の部会資料43の第15の1の提案に対し特段の異論はなく、同1(1)ウの（注）の考え方を本文の提案として両論併記する形でパブリックコメントに付すべきである旨の意見が出されたが、その意見が部会の大勢を占めるまでには至らなかったことから（注）のままとしている。もっとも、広く国民の意見を公平に聴く観点から、パブリックコメントに付すに際しては、（注）の考え方の理由及び問題点が明らかになるように努めたい。

2 公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更（第15の2）について

第45回会議では、部会資料43の第15の2(1)の提案に対して、特段の異論はなかったが、公益目的の変更や公益信託事務の範囲の変更が公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の変更該当するのかが分かりにくい旨の指摘があったことから、その点を明確にするため、本部会資料第15の2(1)の本文の提案では「公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の変更（公益目的の変更及び公益信託事務の範囲の変更を含む。）」という記載に変更している。

また、第45回会議では、部会資料43の第15の2(2)の提案に対して、シ・プレ原則の適用範囲として狭すぎ、帰属権利者の同意があるような場合もシ・プレ原則を適用すべきである旨の指摘、部会資料43の第15の2(2)の提案において、帰属権利者が定まらない場合にシ・プレ原則を適用するとしていることと、第17の本文の提案において信託行為に帰属権利者の定めを必ず置くこととしていることとの関係を整理すべきである旨の指摘があった。

これらを踏まえ再度検討するに、本部会資料の第17の本文の提案を前提とすると、信託財産の帰属権利者が定まらないという事態は想定しにくい。また、信託財産をできるだけ民間による公益活動のために活用しようという観点からは、仮に公益目的の達成又は不達成の場合に公益信託の残余財産の帰属権利者として定められた国、地方公共団体等がその権利を放棄していないときであっても、委託者、受託者及び信託管理人の合意によりその目的を変更することは可能とすべきであり、その上で、公益目的の達成又は不達成の前の時点では類似の目的への変更という制約が課されていないこととの均衡も考慮して、当初の公益目的と類似していない他の公益目的への変更を認めることが相当であると考えられる。一方、委託者が現に存しない場合は、当初の公益目的のために信託財産を拠出した委託者の意思を尊重する必要があることから、当初の公益目的と類似の目的の公益信託への変更のみを許容することが相当であると考えられる。

そこで、本部会資料第15の2(2)の本文の提案では、部会資料43の第15の2(2)の提案から、「残余財産が存在するが帰属権利者が定まらないときは」という部分を削除した上で、(ア)委託者が現に存する場合には委託者、受託者及び信託管理人の合意に加え行政庁の変更の認可を受けることにより他の公益目的に変更できる、(イ)委託者が現に存しない場合には受託者及び信託管理人の合意に加え行政庁の変更の認可を受けることにより類似の目的に変更できるという2つの場合に分けた提案に変更している。

3 公益信託の併合・分割（第15の3）について

第45回会議では、部会資料43の第15の提案の（注）を本文の提案として両

論併記する形でパブリックコメントに付すべきである旨の意見が出されたが、これに反対する意見も出され、積極意見が部会の大勢を占めるまでには至らなかったことから(注)のままとしている。もっとも、広く国民の意見を公平に聴く観点から、パブリックコメントに付すに際しては、(注)の考え方の理由及び問題点が明らかになるように努めたい。

第16 公益信託の終了

(前注) 信託法第163条(同条第2号を除く)が新たな公益信託にも原則として適用されることを前提としている。

1 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、制限を設けないものとする。

2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

【甲案】公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。

【乙案】公益信託は、委託者、受託者及び信託管理人の合意により終了することができるものとする。

3 公益信託の終了命令

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

4 公益信託の成立の認可の取消しによる終了

公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする(注)。

(注) 原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は受益者の定めのない信託として存続するものとするという考え方がある。

○部会資料43の第16「公益信託の終了」

1 略

2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。

3 略

4 略

(補足説明)

1 第16の1の(前注)について

第44回会議及び第45回会議では、新たな公益信託の終了事由の全体像を明示してパブリックコメントに付すべきであるとの意見が出された。これを踏まえ、本部会資料第16には(前注)を設け、信託法第163条(同条第2号を除く)が新たな公益信託にも原則として適用されることを前提としていることを明示している。新たな公益信託の終了事由を具体的に列挙すると、①信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき(信託法第163条第1号)、②受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき(同条第3号)、③受託者が信託法第52条の規定により信託を終了させたとき(信託法第163条第4号)、④信託の併合がされたとき(同条第5号)、⑤信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき(同条第6号)、⑥信託財産についての破産手続開始の決定があったとき(同条第7号)、⑦委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項の規定による信託契約の解除がされたとき(信託法第163条第8号)、⑧信託行為において定めた事由が生じたとき(同条第9号)が挙げられる。また、これらに加え、新たな公益信託については信託管理人が必置とされることを踏まえ、信託法第258条第8項を参考として、⑨信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が一年間継続したときも公益信託の終了事由とすることを想定しているが、これを公益信託の終了事由とするのではなく、公益信託の成立の認可の取消事由とする考え方もある(部会資料37の第1の5参照)ことから、引き続き検討を要する。

2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了(第16の2)について

第45回会議では、部会資料43の第16の2の提案に対し、残余財産の帰属先

について適切な帰属権利者の定めがされるのであれば、公益信託を合意によって終了させてもよいとする意見があった。

たしかに、現行税法において、「合意による終了ができないものであること」が税制優遇を受けるための要件とされている趣旨は、公益目的に抛出された財産に対する私益の排除であると考えられることから、その観点から残余財産の帰属先が適切であれば委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了を認めることも一定の合理性があると考えられる。また、信託の終了と清算は区別される概念であることからすると、信託財産の清算処理に行政庁の監督が必要であるとしても信託の終了に行政庁が関与することが必要であるとまでは言い難い。さらに、信託目的の達成又は不達成による終了のような場合には行政庁の認可は不要であることからすると、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には行政庁の認可を得ずに公益信託の終了を認めるべきであるという考え方があり得る。そこで、本部会資料第16の2の本文では上記の考え方を乙案として新たに提案し、部会資料43の第16の2の提案は本部会資料第16の2の本文の甲案として併記している。なお、本論点の検討に当たっては、一般社団法人の解散事由に社員総会の決議が存在する（一般法人法第148条）のと異なり、一般財団法人の解散事由には評議員会の決議が存在しない（同法第202条）ことにも留意する必要があるものと考えられる。

3 公益信託の認可の取消しによる終了（第16の4）について

第45回会議では、本文と同一の部会資料43の第16の4の提案に対し、第16の4（注）の考え方を本文の提案として両論併記する形でパブリックコメントに付すべきであるとの意見が出されたが、これに反対する意見も複数あり、積極意見が部会の大勢を占めるまでには至らなかったことから、（注）のままとしている。もっとも、広く国民の意見を公平に聴く観点から、不認可処分を受けた信託の効力（第3の2）の論点も踏まえ、パブリックコメントに付すに際しては、（注）の考え方の理由及び問題点が明らかになるように努めたい。

また、第45回会議では、公益信託の成立の認可の必要的取消事由と任意的取消事由を整理して記載すべきである旨の指摘がされた。新たな公益信託の成立の認可の取消事由としては、公益法人認定法第29条を参考として、必要的取消事由を①受託者又は信託管理人が欠格事由に該当する場合、②受託者が偽りその他不正の手段により公益信託の成立の認可等を受けた場合、③受託者が行政庁の命令（第12の1(3)）に正当な理由なく従わない場合、④公益信託の受託者から認可取消しの申請があった場合とし、任意的取消事由を①公益信託の成立の認可基準のいずれかに適合しなくなった場合、②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反した場合等とすることが考えられる。ただし、第44回会議では、受託者の役員等の一部が欠格事由に該当した場合には、公益信託の必要的取消事由とするのは厳格に過ぎ、受

託者の任務終了事由とすれば足りるとの考え方を支持する意見も示されており、公益信託の成立の認可の取消事由については、その効果や受託者の任務終了事由との関係、公益信託と公益法人との異同を踏まえ引き続き検討を要する。

第17 公益信託の終了時の残余財産の処理

1 残余財産の帰属権利者の指定

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、

【甲案】信託終了時の全ての残余財産が、国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託に寄附することを定めたものでなければならぬものとする。

【乙案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする（注）。

（注）公益信託の成立後の寄付等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については【乙案】で掲げた者を指定するものでなければならぬとした上で、公益信託の成立時に拠出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

2 最終的な残余財産の帰属

帰属権利者の指定に関する信託行為の定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、

【甲案】清算受託者に帰属するものとする。

【乙案】国庫に帰属するものとする。

（補足説明）

第45回会議では、本文第17の提案と同一の部会資料43の第17の提案に対して、本文第17の1(2)(注)の考え方を本文の提案として両論併記する形でパブリックコメントに付すべきであるとの意見が出されたが、残余財産の一部でも帰属先として私人を指定することを認めた場合には新たな公益信託が税制優遇を受けることは困難になること、上記意見の趣旨を実現するには別の方法があることなどを理由に反対する意見も複数出され、積極意見が部会の大勢を占めるまでには至らなかったことか

ら（注）のままとしている。もっとも、広く国民の意見を公平に聴く観点から、パブリックコメントに付すに際しては、（注）の考え方の理由及び問題点が明らかになるように努めたい。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

1 公益先行信託

公益先行信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を公益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設け、受益者の定めのある信託とすることはできないものとする。

3 残余公益信託

残余公益信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を私益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を公益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

【甲案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

【乙案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることができるものとする。

第19 その他

1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

【甲案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできないものとする。

【乙案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできるものとする。

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

(1) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託は、新公益信託法の適用を受ける公益信託への移行について、行政庁による移行の認可（注）を受けることを必要とするものとする。

（注）一定の要件を満たしている公益信託については、簡易な手続とする旨の考え方がある。

(2) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、移行の認可を受ける前は、現行公益信託法が適用されるものとし、移行の認可を受けた後は、新公益信託法が適用されるものとする。

(3) 上記(2)の移行の認可は、新公益信託法の施行日から一定の期間内に受けることを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は、上記の期間経過後に終了するものとする。

3 罰則

現行公益信託法第12条の規律を改め、罰則について所要の措置を講ずるものとする。

4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

○部会資料43の第19「その他」

1 略

2 新法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、

【甲案】新公益信託法の施行日から一定の期間内に新公益信託法に基づく公益信託への移行の認可を行政庁から受けることを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は上記の期間経過後に終了するものとする。

【乙案】新公益信託法の施行日後に新公益信託法に基づく公益信託の移行の認可を行政庁から受けることを必要とせず、移行の認可を行政庁から受けなかった信託も存続するものとする。

3 略

4 略

(補足説明)

1 本部会資料第19の2(1)及び(2)の本文の提案について

第45回会議では、部会資料43の第19の2の提案に対して、新公益信託法の施行時に存在する既存の公益信託に対する旧公益信託法及び新公益信託法の適用関係を整理すべきであるとの意見、既存の公益信託については簡易な手続で新公益信託法の適用を受ける公益信託に移行できるようにすべき旨の意見、みなし認可のように移行に関する手続を不要とする場合であっても、新公益信託法に定める強行規定の充足性については確認する必要がある旨の指摘があった。

上記の意見や指摘を踏まえて再度検討するに、公益法人制度改革の際の特例民法法人という制度は、旧法の公益法人が新制度の法人に移行するまでの間の一時的な存在として設けられたものであり、その趣旨は、特例民法法人である間（移行の認定または認可を受け、移行の登記をするまでの間）は、実質的には民法法人（公益法人）であったときと同じ扱いをしようとするもの（一問一答公益法人関連三法261頁参照）であった。したがって、移行の認定または認可を受けることで、旧法から新法への適用関係の切り替えが行われていたと考えられる。

新たな公益信託においては、現在の公益信託に比して、主務官庁制を廃止し、信託管理人を必置とする等、公益信託の内部ガバナンスを厳格なものとするのが想定されること等から、現行公益信託法から新公益信託法への適用関係の切り替えについて、公益法人制度改革当時と同様の明確化の要請があるものと考えられる。したがって、新たな公益信託においても、移行の認可を受けることで新公益信託法の適用を受けるものとするのが相当であると考えられることから、本部会資料第19の2(1)の本文の提案をしている。

また、部会資料43の第19の2の甲案は、公益法人制度改革の際の公益法人の移行措置を参考としたものであるが、特例民法法人（旧民法法人）という制度が、旧公益法人が新制度の法人に移行するまでの間の一時的な存在として設けられた趣旨は、特例民法法人である間は、実質的には民法法人（公益法人）であったときと同じ扱いをしようとするものであり、特例民法法人である間は、旧主務官庁が引き続き指導・監督を行うこととされていた（一問一答公益法人関連三法261頁参照）。これを踏まえ、本部会資料第19の2(2)の本文の提案では、新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、新公益信託法の施行日以降も移行の認可を受けるまでは現行公益信託法が適用され、移行の認可を受けた後は新公益信託法が適用されることを明示している。

なお、移行の認可の手続については、①既存の公益信託が新たな公益信託の成立の認可の審査を受けるものとする、②現在の特定公益信託の要件を満たすなど一定の要件を満たす既存の公益信託については新たな行政庁への届出のみとするなど移行の手続を簡易なものとする、③既存の公益信託にみなし認可を与え、移行に関する一切の手続を不要とすること等の選択肢が考え得るが、新たな公益信託は、現在の公益信託とは主務官庁制の廃止、信託管理人の必置による内部ガバナンスの充実等、根幹の部分で異なるものとなることが想定されているし、上記のとおり、移行の認可には、既存の公益信託に対する旧法及び新法の適用関係の明確化という重要な意味があると考えられることから、上記③のように一切の手続を不要とすることは相当でないと考えられる。そこで、本部会資料第19の2(1)(注)では、既存の公益信託について簡易な移行手続とする旨の部会資料43の第19の2の乙案とは異なる考え方を示している。ただし、部会資料43の第19の2の補足説明にも記載したとおり、既存の公益信託の移行手続に伴う事務負担の増加による信託財産の減少を看過することは相当でないと考えられることから、その点を念頭に置いて、引き続き検討を要する。

2 本部会資料第19の2(3)の本文の提案について

本部会資料第19の2(1)の行政庁による移行の認可を受けない公益信託については、当該信託は終了するものとするほか、信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託として存続するものとすることも考えられる。

しかし、公益法人は一般社団法人又は一般財団法人が公益認定を受けることで公益法人となる仕組みを採用していることから、既存の公益法人が5年の移行期間内に一般法人に移行する選択肢も用意されたものと考えられるのに対し、新たな公益信託は、本部会資料第3の1の本文の提案のとおり、信託行為かつ行政庁による成立の認可を受けることで成立する仕組みを採用し、信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託の前置を不要とするものであるし、また、移行の認可を受けない意思を有する公益信託の当事者に、当該公益信託を同項の受益者の定めのない信託として存続させることのニーズも見出しがたい。そこで、本部会資料第19の2(3)の本文の提案では、部会資料43の第19の2(3)の甲案と同様に、一定の期間内に行政庁から移行の認可を受けなかった公益信託は終了するものとする考え方を示している。

以上